2　法第二十五条の三の三第一項に規定する政令で定める場合は、同項の連結親法人又はその連結子法人の事業所に係る次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該事業所に係る当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　法第二十五条の三の三第一項に規定する確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第九条第一項の規定による取消しがあったことにより当該事業所の所在する区域が避難解除区域等に該当しないこととなる場合　当該確認を受けた日から当該取消しがあった日までの期間

二　法第二十五条の三の三第一項に規定する確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定があったことにより当該事業所の所在する区域が避難解除区域等に該当しないこととなる場合　当該確認を受けた日から当該変更の認定があった日までの期間

第二十二条の四中「第二十二条の二の三第三項各号」を「第二十二条の二の三第四項各号」に、「第二十二条の二の三第三項第一号」を「第二十二条の二の三第四項第一号」に、「第二十二条の二の三第三項第二号」を「第二十二条の二の三第四項第二号」に、「同項第十号」を「同項第十一号」に、「第三十九条の四十六第二十一項」を「前条第二十二項」に、「第二十二条の三の三第四項」を「第二十二条の三第二項」に改める。

第二十三条の三第一項中「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第八項第五号」に、「同項第五号に規定する農業協同組合等」を「同法第四十二条の四第八項第七号に規定する農業協同組合等（以下この項において「農業協同組合等」という。）」に、「第四十二条の四第八項第六号」に改め、同条第四項の表昭和四十二年法人税法施行令改正令附則第五条第四項の項中「）の規定」を「）」と、」に改める。

第二十三条の四中「第九号に」を「以下この号及び第八号に」に改め、「第二十六条の二第一項」の下に「若しくは所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この号及び第八号において「平成二十九年改正法」という。）附則第百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十五条の規定による改正前の震災特例法第二十六条の二第一項」を加え、「同項第九号」を「同項第八号」に改め、「第十八条の二第一項」の下に「若しくは平成二十九年改正法附則第九十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十五条の規定による改正前の震災特例法第十八条の二第一項」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二十六条の五第一項に規定する政令で定める規定は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の二第一項の規定とする。

第二十三条の五中「第二十三条の四第二項」に、「前条第三項第九号」を「前条第三項第八号」に改める。

第二十三条の六中「読み替えられた法第六十八条の四十二第一項第二号」と」の下に「「掲げる規定を」とあるのは「掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十三条の六第一項第一号に掲げる規定を」と」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二十六条の七第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の